

第7回 亀山市まちづくり基本条例推進委員会 議事概要書

日時：平成23年1月19日
9：30～11：30
場所：市役所3階第1委員会室

—今回の会議のテーマ—

- ① 「子ども」について（議論）
- ② 「住民投票」について（議論）

1. 「子ども」について（議論）

会長：前は次世代育成支援行動計画について説明を受けたが、まちづくり基本条例でも漠然と書き込まれているが、ある程度子ども条例の制定を視野に入れられていたのではないのだろうか。子ども条例では、県内では、名張市の例があるが、これは、議員提案によるもので、理念条例のようなものになっている。では、亀山市はどうするのか、ということだが、市外の人間から見ると、既に亀山市といえば「子育てのまち」で、子育て施策は相当充実しているというイメージがある。こうしたイメージを、今後のまちづくりの大きな方針として条例を制定し、さらにアピールするという考え方もあるし、具体的な取組があるから、あえて理念的な「子ども条例」を制定するまでも無いという考え方もあると思う。「考える会」の議論としてはどうだったのだろう。

委員：条例化は検討しなければならないだろうと思う。実際、「考える会」では、「子ども」をあえて特出しして議論をしてみたわけで、コンセンサスを得たとまでとはいかないが、方向性としては条例化していくということだったと思う。

事務局：まちづくり基本条例の中では、庁内的にはその域にはないという考え方で、それ以外の部分での理念条例として制定することとなった。なので、これについては宿題なのだと考えている。また、この中で特に議論があったものは、障がいのある子どもを平等に一人の人格として尊重していくことが特に活発な議論であったと思う。ただ、それがすべて市の責務ではないのではないかと考えられていた。しかし一方ではそうした子ども達への施策については相当実施しているという自負も持っているつもりだ。

会長：であれば、これは亀山市としてはかなり肝入りの条例になるだろう。

事務局：さらにいえば、「考える会」の案ではそうした子どもたちの「人間としての尊厳を維持するための生活を保障する」という文言があり、これは亀山市に限らず「市」ではかなり厳しいものだという法律の専門家からの意見もあった。そうしたこともあり、基本条例からは抜くこととなった。

会長：「子ども条例」というのは、今、一つのトレンドにはなっているが、亀山市としても、この中に入れたということは、将来的にはその方向だということだろう。

委員：子どもが市の基礎だから、目を向ける必要がある。そうしたことから「考える会」では活発な議論となっていた。

委員：会長も言われたように、「亀山市は子育てのまち」というイメージもあり、既に相当な具体的取組をしているから、敢えて条例化までは必要ないかもしれない。

会長：ちなみに市としては現状で具体的な検討はあるのだろうか。

事務局：子育て応援プランの中にも、子どもの豊かな心の育みの支援というのがあり、その中には「子ども条例」の検討はあるので、後期計画のなかで検討はするが、最終的に制定するとい合意までであるわけではない。

会長：例えばこのプランにある特定事業などでみると、現状で特に課題として残っているのはどういうものなのだろうか。

事務局：このプランにはないのだが、昨年4月の待機児童数調査で、県内の待機児童36名中30名が亀山市ということがあった。待機児童のカウントの仕方もあるが、亀山市としてはかなり明らかにしているのでもそういう結果となっているという側面もあるのだが、特に0・1・2歳児が特に大きな問題となっている。そのほかでは土曜保育の問題、病児・病後児保育などのいわゆる現物給付になるもので、特定の部分で足りないところがあるのかと思っている。

会長：そのほかには「子どもセンター」というものもあるが、子育て行政の大きな問題として、縦割りがあっていいのかもしれない。そのためには「子どもセンター」はそれを有機的に結合していくためにも重要なのではないかと思うが、これについてはどうだろうか。

事務局：これは昨年4月に組織として設置した。このメリットとしては、特に手がけている発達障がい児の早期発見し施設を紹介できたり、囲い込み教育ではない形であることなどから、学校現場では「亀山モデル」として、全国からも注目を得られている。ただ、この取組にも課題があり、幼・保から中学までなどはある程度つないでいけるのだが、それ以降がなかなか見えてこない。それを国の調査機関と連携し研究を進めていく動きもある。

会長：こう聞いてみても、やはり亀山は相当に充実した取り組みを行っていると思うのだが、前回はあったと思うが、親の問題ということがあるのではないのか。だからこういう条例を作るというよりは、きちんと子育てするようというところがあるのではないか。

委員：どうしてもどこかの年齢で切ってしまう場面が多いのだが、年齢で切らずにどこかが支援してくれる所が必要だと思う。二十歳過ぎても、何とかなるまで支援や相談をできる環境や仕組みが必要だと思う。

会長：青少年対策はふつう県の役割で、やはり市としては県へつなぐという意識だろうか。

事務局：子ども総合センターほど充実はしていないが、青少年育成センターを作り、その中で委員の言われるような相談などの対応をしている。ただ、実質的に何ができるかというのは難しい状況である。

会長：実際かなりの取組をしていて、これだけやっていけば、もう充分ではないのかという感もある。しかし敢えて亀山市としての課題を挙げるとすればどうだろうか。

委員：条例も理念条例であるなら、形だけのよう気がする。これからは、何でも行政ではなくて、企業なども一定の役割を持ってもらうことも重要だと思う。

会長：であれば、条例化し、行政・事業者・親などの役割をきちんと整理していくことは方法としてあるのかもしれない。子育て応援プランは市のやるべきもので、他者が何かすべきことではないのかもしれない。それを出すのはおそらく条例になってくるのかもしれない。

委員：前に「亀山っ子宣言」を定めたが、あれは望ましい子どもの姿だと思うの

だが、それとの整合を図る必要があると思う。また、これからの子育てはオール3やオール5ではなく、何かに秀でる特色のある子どもづくりが大切だと思う。市民として、大人として何ができるのかを考えていかなければならないと思う。

会長：名張市は、かなり行政が積極的に関与していく姿勢として条例・計画をつくった部分はあると思うが、亀山市はそこまでやるのかという考えもあるだろう。また、先ほどの「亀山っ子宣言」はどういう位置付けで誰がどのように作ったものなのか。

事務局：これは、亀山市と亀山市教育委員会と亀山市青少年育成市民会議がつくった。ヒントとなったのは江戸時代の亀山藩校の教えを得ている。大人が望ましいと思う子どもの姿を描いている。そのため、子育て応援プランの中にもあり、青少年の健全育成というところに位置付けている。

委員：こうした宣言があるのだから、そこにある取組にはもっと力を入れる必要があると思う。本好きやスポーツなどもそうだろう。

事務局：例えば本に関しては、現市長となってから、学校図書購入費を充実したり、司書を配置したりなどかなり力を入れており、PR不足かと思う。スポーツについては総合型スポーツクラブの育成などを核に取り組んでいくことになると思う。

会長：まちづくりの視点からは、地域と学校などの交流は政策的に誘導が進んでいるのか。

事務局：特に川崎小学校区などはコミュニティスクールなども積極的に進められている。その他も周辺地域などは、地域と学校の距離が近く、登下校時の見守りなども行われている。

委員：例えば市内の中学校のうち2校にはプールが無い。県内でもあまり例がない状況だ。いろいろな子どもたちが色々な事を体験することが健全育成につながるものだと思う。

委員：地域と学校のつながりはあるんだと思うが、いろんなところで子どもと関わると、ハッとする意見や質問が出たりする。そういうのはこうした会議でも大切ではないのかと思う。

会長：少し論点を整理したいと思うのだが、一つは発達障害や虐待は子ども総合センターでケアができています。しかし、健全育成などは、地域やいろんな団体が支えているようだが、この役割分担はある意味非常に理想的なのではないでしょうか。つまり問題がある点は行政が入ってケアしていき、長所を伸ばすような点は、規制や制約なしに地域などが独自に取り組んでいく状況なのだろう。いろいろ聞いてみると、結構うまくいっている気がする。下手に行政が関わると逆効果になることもあり得るだろう。だからもし子ども条例を作るのであれば、課題や問題のある部分にして、健全育成については、条例化するよりも地域を応援する仕掛けをしていく方が良いのではないだろうか。行政側としては、部署も違うし、どうだろうか。

事務局：行政内で見ていると、健康福祉部と教育委員会になるが、学校教育などの分野では垣根のない形でうまくいっているのではないかと考えている。

委員：福祉の分野でも、横つなぎが必要だと感じている。コーディネートかどうかはよくわからないが、協働室にもっとそれをやってほしいと感じている。

事務局：今、後期基本計画を策定しているのだが、まさしくそれが課題だと感じている。いわゆるインフォーマルサービス（公的でないサービス）をいかに繋いで充実させていくのかという点を課題を考えている。しかし、全市一斉にやると、地域特性を消してしまうことにもなるので、地域の中で横つなぎをやれ

るように、行政職員も入りながらやっていけるのかどうかを検討していく必要があると思っている。総合計画の中にも地域担当職員を配置することも書かれているが現時点ではまだあまり進んでいないのが実情である。

委員：やはり、職員としての身分ではなく、市民として携わってほしいと思う。市の職員としての知識には期待してしまいけれど、一市民として参加してほしい。

委員：自治会・コミュニティをもつ市民相談協働室には、地域やボランティアのさまざまな行事予定を決定前でもある程度情報を把握して管理してもらえれば、そうした行事の重複が少なくなるだろう。

委員：川崎地区では、子ども納涼会を続けているが、その中でも子どものための時間を持つなどしている。そうした子どもを主役にした行事を地域でも行わないとダメだと思う。そうでなければ子どもを行事に参加させるのは難しいのではないかな。

会長：「まちづくりに子どもが参加させる」という努力が必要なのだと思うが、今地域ではどんな状況だろう。

委員：地区コミュニティでは、3世代交流行事として、子・親・祖父母の交流できる行事を行っている。各地区でそれぞれの特性をもって行っている。

会長：しかしこの条例で言っているのはもう一歩進め、行事などの計画段階などに参加させることまで行くのだと思うが。例えば以前総合計画を策定するとき中学生が入ったこともあったと思うが、そういうことになるのではないだろうか。実際には突拍子もない発言をすることもあるのだが、それが刺激になったりもするので、そういう場が地域の中もあればということになるのではないだろうか。

事務局：実際の経験としては、子どもは前段の議論に流されやすい面があるので、本当の子どもの考えを聞き出すのには一定の訓練というか、何か必要で、いきなりというのは難しいと思う。

会長：子どもの成長を支える面もあり、大人との対等な関係を作る経験を持つというのは大きいと思う。行政側にはあまり効果は無くても、子どもにとっては相当意味があったのではないだろうか。

委員：地区の行事などで、人前で話をさせることを経験させると、大きな体験となっていると思う。

委員：夏祭りでのラムネ販売や、敬老会での給仕などを子どもにしてもらっている。これも一つの社会体験となっている。また、インターンシップ事業をもっと充実させ、いろんな社会体験をさせることが非常に大切なんだと思う。

事務局：教育委員会としてだけではなく、市としても重要なものとしているし、市でも受け入れている。

会長：受け入れ先探しなどの調整も市が関わってもらえると大きいのではないかな。

委員：受け入れ側も何をやらせていいのかも難しいので、結構大変なところはあ

る。
委員：市内の小中学校には教育協議会があり、地域の団体の長が集まるのだが、私の入っている地域では、地域の行事に中学生を参加させようと取り組んでいる。

委員：やはり市として、子どもの教育をこうしていくという理念を作っていきたいと、先へ進んでいかないのだと思う。

委員：その行事が前回楽しければ、自然と足が向くし、また、定例になっている行事は来る。だから私たちの行事などではそうした点には気を付けてやっている。

会長：そう考えると、地域行事へ子どもが出てこなくなっているの、亀山市では、それぞれの地域特性にあった子どもたちが地域の行事へ出てくる仕組みを作っていくことが必要なんだと思う。そこに行政はリーダーシップまではともかく、アドバイスができていけばいいんじゃないか。こうした仕組みづくりが課題なんだろう。また、行政としてもインターンシップなども力を入れて、キャリア教育なども重要だと思う。

委員：中学生に、将来何になりたいのかを考えさせる教育などが大切なんだと思う。

会長：キャリア教育という点では、幼稚園くらいからやらないとダメで、中学からでは遅いという説もある。例えば亀山市では人と人が顔で繋がっている強みを活かして、幼稚園くらいから、それぞれの年齢に応じた内容で、年に1日とかでもそうした体験の機会をつくり、「亀山モデル」としてやっていくということもあり得るのだろう。

2. 「住民投票」について（議論）

・住民投票について考える会意見と現在の住民投票に関する制度の概要についての説明

会長：考える会では常設型の住民投票条例という意見になっていたようだが、その辺りはどうだろう。

委員：市長と議会が対立したようなときの一つの武器として考えていた。

会長：市長の考えとしてはどうなのだろう。

事務局：市長は、二元代表制を重視しており、間接民主主義を否定するような住民投票条例などについてはあまり積極的ではない。なので、国の改正の流れはあるものの、それ以上に独自の制度という点については、考えていないのが実際のところである。なので、現在の地方自治法の流れと連動して、検討を行うことになるだろう。

会長：現状、国の状況が動いているので、今議論をするのもどうかというのがある。なので、これについては一度保留としておきたいと思う。その間も国の改正動向も注視しておいてほしい。

3. 次回以降の会議について（5分）

（第8回推進委員会）

日 時 平成23年2月9日（水）9：30～

会 場 市役所3階第3委員会室

（第9回推進委員会）

日 時 平成23年2月24日（木）9：30～

会 場 市役所3階第2委員会室